

ターミナル（京都駅周辺）における都市再生安全確保計画策定のための 基礎調査業務の業務委託に関する募集要項

1 業務内容

別紙「ターミナル（京都駅周辺）における都市再生安全確保計画策定のための基礎調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 業務期間

契約締結日から平成 25 年 3 月 31 日まで

3 参加資格要件

本募集に応募する資格を要する者は、本業務に関する十分な履行能力を判断するため、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 京都市契約事務規則第 22 条第 2 項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 過去 5 年（平成 19 年度から平成 23 年度）に当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績があること。
- (4) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (8) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

4 提案の流れについて

提案においては、以下の流れで進めることとし、必要書類を期限内に提出するものとする。

- (1) 質疑の受付 募集開始日から平成24年10月17日（水）まで
- (2) 質疑への回答 平成24年10月19日（金）まで
- (3) 参加希望申出書 募集開始日から同年10月24日（水）まで
- (4) 提 案 書 平成24年10月22日（月）から同月31日（水）まで
- (5) 審 査 平成24年11月5日（月）から同月7日（水）まで

5 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法

本要項に関する質疑は書面（様式自由）によることとする（必ず着信確認を行うこと。）。

ア 提出期限

平成 24 年 10 月 17 日（水）午後 5 時（必着）

イ 提出方法

F A X 又は電子メール

ウ 提出先

京都市都市計画局都市企画部都市総務課 （担当 舟木，藤田）

T E L 075－222－3610

F A X 075－222－3689

電子メールアドレス toshisomu@city.kyoto.jp

(2) 質疑に対する回答

すべての質疑及び回答については、京都市都市総務課ホームページにおいて掲載する。

◆都市総務課ホームページアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-1-1-0-0_1.html

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者全員に別途連絡を行う。

6 提案書類の提出

下記の(1)及び(2)の書類を作成し、(3)の受付期間内に(4)の提出先へ提出することとする。

(1) 参加希望申出書

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加希望申出書（第1号様式）を、ファックスにて都市総務課へ提出し（着信を確認すること。）、後日、1部を持

参又は郵送することとする。

また、その際、業務実績調書（第2号様式）及び配置調書（第3号様式）を添付することとする。

(2) 提案書について

ア 提案書

提案書（第4号様式）に必要事項を記入のうえ、次のイ及びウの資料を添付して提出することとする。

なお、連絡先等は、審査結果通知予定日（平成24年11月上旬頃）に連絡がとれる電話番号、ファックス番号、電話メールアドレスを記入することとする。

イ 配置技術者調書（第5号様式）

統括責任者、主任技術者、担当者ごとに、氏名、役割分担、資格、業務実績、手持ち業務の状況等を第3号様式に記載する。

ウ 業務実施及び企画提案調書（第6号様式）

業務実施及び企画提案調書は、以下の項目について作成することとする（各A4様式3枚までとする。）。

(ア) ターミナル（京都駅周辺）における都市再生安全確保計画策定のための基礎調査業務の実施方針及び実施手法

本業務に対する理解度や実施方針、実施手法を審査するため、ターミナル（京都駅周辺）における都市再生安全確保計画策定のための基礎調査業務のための調査・検討業務やその結果を踏まえての都市再生安全確保計画（案）を作成するに当たり、地域的特性を考慮したうえで、実施方針及び実施手法について作成する。

(イ) 業務企画提案

仕様書を踏まえ、効果的かつ円滑な業務に資する企画等を作成する。

なお、提案内容を補足するための資料（パワーポイント等で作成したもの）を別紙として添付することも可能とする。

(ウ) 業務実施フロー

業務実施フローを作成する。

なお、時期等は予定として作成することも可能とする。

エ 見積書（第7号様式）

業務実施及び企画提案調書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳（様式不問）を1部作成することとし、内訳の作成に当たっては、委託仕様書「3 業務委託の内容」に記載する業務ごとの内訳がわかるよう、詳細に記載することとする。

また、本件業務に係る全体経費については、10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限価格とする。

なお、上限価格の8割を下回る受託希望金額での提案があった場合は、その

提案者に対し、その価格によって当該業務の内容に適合した履行がされると認められるか否かを調査するものとする。

オ 無効とすることができる理由

- ・ 提案書に虚偽の記載があると認められる場合
- ・ 提案書に記載された統括担当者及び業務担当者等が、契約締結後に当該業務に従事できない場合。ただし、止むを得ない事情があるものとして認められた場合はこの限りでない。
- ・ 提案書に記載された見積金額が、予定価格を超えた場合
- ・ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(3) 提出期限

種別	受付期間	提出方法	部数
参加希望申出書	募集開始日から平成24年10月24日（水）まで （※）	＜持参の場合：事前連絡要＞ 受付期間の午前9時から午後5時までの間に行うこと（土曜日、日曜日、祝日は除く。） ＜郵送の場合＞ 受付期間の消印まで有効 ＜その他＞ 電子メール、ファックス等、上記以外の方法では受理しない。	正1部
提案書	平成24年10月22日（月）から平成24年10月31日（水）まで		正1部 コピー 6部

※ ファックスで提出した場合は、10月31日（水）までに持参又は郵送すること。

(4) 提出先

京都市都市計画局都市企画部都市総務課（担当舟木，藤田）
〒604－8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
T E L 075－222－3610
F A X 075－222－3689

(5) 留意事項

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後に、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。

ウ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で利用できる。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

オ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

カ 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行うこととする。

7 提案の選定

提出された提案書及びヒアリングに基づき、参加者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定する。

なお、受託候補者としての資格を有する者が1者の場合は、本件プロポーザルは不成立とする。

(1) ヒアリングの実施

提案内容のうち、業務に関する提案について、提案書に基づいてヒアリングを実施する。ヒアリングにおいては、提案者のプレゼンテーションと本市による質疑を行う。

ヒアリングの概要は次のとおり。

ア 日時

平成24年10月下旬（日程は提案書受付期間終了後速やかに通知する。）

イ 場所

未定（提案書受付期間終了後速やかに通知する。）

ウ 時間

25分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

エ その他

プレゼンテーションに当たり、パソコン及びプロジェクター（共に京都市で用意）の使用を可能とする。

なお、ヒアリングに参加しなかった者、又は指定の時間に10分以上遅刻した者の提案書は、選定の対象外とする。

(2) 選定方法

次に掲げる評価項目及び評価基準の各々の項目について、AからEまでの5段階評価を行い、各評価点に対して、重要度に応じた係数を乗じて得た得点の合計を踏まえて、提案の順位を決定する。このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

なお、ヒアリングの対象者が3者以上の場合は2者、2者の場合は1者の次点を選定する。

○ 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	係数
業務実施体制 (25点)	統括責任者の過去 5年間の同種又は 類似実績	同種又は類似の実績を有しているか。	1
	統括責任者の手持 業務の件数	他に従事している又は従事する予定のある 業務があるか。	1
	主任技術者の過去 5年間の同種又は 類似実績	同種又は類似の実績を有しているか。	1
	主任技術者の手持 業務の件数	他に従事している又は従事する予定のある 業務があるか。	1
	担当者の人数及び 手持業務の件数	業務遂行に十分な担当者数が確保されてい るか。また、他に従事している又は従事する 予定のある業務があるか。	1
提案の 的確性 (70点)	業務の理解度	業務の趣旨に沿った的確な課題認識と取組 方針が示されているか。	2
	業務実施方針の 妥当性	的確で効率的な資料作成のための調査方法 やその他の方針が提案されているか。	3
	業務実施手法の 妥当性	調査結果を活用し、今後の対策・検討を効率 的・効果的に行うための資料作成方法や、業 務の遂行方法が提案されているか。	3
	提案の妥当性	過去の業務実績が活かされているか、業務の 趣旨に沿った提案がされているかなど、提案 内容は妥当か。	3
	提案の実現可能性	実施体制等も含めて実現可能性が高いかど うか。	3
見積価格（5点）		受託希望金額に応じて配点を行う。	1

8 選定結果の通知

(1) 受託候補者に選定された提案者への通知

第1順位の提案者に対して、受託候補者として選定された旨を書面により通知する。

(2) 受託候補者に選定されなかった提案者への通知

受託候補者に選定されなかった事業者に対して、選定されなかった旨及びその理由を書面により通知する。

9 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者の提案書を基に、受託候補者と本市の間で協議のうえ、本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

協議において契約の内容の詳細及び契約価格について合意に達したときは、その者と契約を締結する。ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた次点のものと協議を行い、契約相手を決定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(2) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(3) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書の内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなす。

(4) 契約体制

複数の企業等からなる受託者の場合は、複数者による本市との直接契約とする。

(5) 契約期間

契約締結日から平成25年3月31日（日）まで

10 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

11 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市総務課（担当 舟木、藤田）

〒604－8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

T E L 075－222－3610

F A X 075－222－3689

電子メールアドレス toshisomu@city.kyoto.jp